

議題.2

広島市教育委員会規則の一部改正について

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第13号） | 6 |
| 2 | 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について（議案第14号） | 15 |
| 3 | 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第15号） | 23 |

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織及びその分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織改正

教育企画課に企画係及び情報化推進係を設置

(2) 主な分掌事務の改正

ア 乳幼児に係る教育の充実を図るため、教育企画課の分掌事務に乳幼児に係る教育の支援に関する事業の総括に関する事務を加える。

イ 教育企画課に情報化推進・学校支援担当課長を置き、学校における教育ICT環境の整備に関する事務の集約化等より学校支援を推進するため、同課の分掌事務に次に掲げる事務を加える。

(ア) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関する事務

(イ) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関する事務

(ウ) 学校の業務改善に関する事務（他課の所掌に属する事務を除く。）

ウ 市長の権限に属する事務の一部の補助執行の取りやめに伴い、施設課の分掌事務から不動産の取得に関する事務等を削る。

エ 基町小学校区における教育活動の充実を図るため、放課後対策課の分掌事務に放課後子供教室に関する事務を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

平成31年3月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育企画課」を「教育企画課 企画係 情報化推進係」に改める。

第2条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第33号までを2号ずつ繰り上げ、同項第34号中「並びに課及び教育企画課」を「及び課」に改め、同号を同項第32号とし、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (5) 乳幼児に係る教育の支援に関する事業の総括に関すること。
- (6) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること。
- (8) 学校の業務改善に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 課の庶務に関すること。

第2条第4項第6号中「小・中学校」を「小学校及び中学校」に改め、

同項第10号中「こと」の右に「（教育企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第5項第8号中「及び起債」を削り、同項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、第16号から第19号までを削り、第20号を第14号とし、同条第6項第2号中「こと」の右に「（放課後対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(4) 放課後子供教室に関すること。

第2条第8項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条第12項第3号及び第4号中「小・中学校特別支援学級及び小・中学校通級指導教室」を「小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室」に改め、同項第5号中「及び小・中学校特別支援学級」を「並びに小学校及び中学校の特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p><u>教育企画課</u></p> <p>教育給与課</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>施設課 管理係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(略)</p>	<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p><u>教育企画課 企画係 情報化推進係</u></p> <p>教育給与課</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>施設課 管理係 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>(現行に同じ。)</p> <p>学校教育部</p> <p>(現行に同じ。)</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 文書の收受, 整理及び保存に関すること。</p> <p>(4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(5) 公印の管理に関すること。</p> <p>(6) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。</p> <p>(7) ほう賞に関すること。</p> <p>(8) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(9) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p><u>(10) 企画会議に関すること。</u></p> <p><u>(11) 町村合併に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(13) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(14) 職務権限に関すること。</p> <p>(15) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 文書の收受, 整理及び保存に関すること。</p> <p>(4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(5) 公印の管理に関すること。</p> <p>(6) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。</p> <p>(7) ほう賞に関すること。</p> <p>(8) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(9) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(10) 町村合併に関すること。</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>_____</u></p> <p>(11) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(12) 職務権限に関すること。</p> <p>(13) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員</p>

現 行	改 正
<p>等」という。)を除く。以下「職員」という。)の任免, 分限, 懲戒, 服務, 表彰その他人事に関する事。</p>	<p>等」という。)を除く。以下「職員」という。)の任免, 分限, 懲戒, 服務, 表彰その他人事に関する事。</p>
<p>(16) 職務の評価及び格付に関する事。</p>	<p>(14) 職務の評価及び格付に関する事。</p>
<p>(17) 職員の人事評価に関する事。</p>	<p>(15) 職員の人事評価に関する事。</p>
<p>(18) 教育長及び職員の給与, 勤務時間, 休日, 休暇その他の勤務条件の制度に関する事。</p>	<p>(16) 教育長及び職員の給与, 勤務時間, 休日, 休暇その他の勤務条件の制度に関する事。</p>
<p>(19) 教育委員会委員等の報酬等に関する事。</p>	<p>(17) 教育委員会委員等の報酬等に関する事。</p>
<p>(20) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。</p>	<p>(18) 人事及び給与に関する諸統計に関する事。</p>
<p>(21) 給与等の予算及び経理に関する事(教育給与課の所掌に属するものを除く。)</p>	<p>(19) 給与等の予算及び経理に関する事(教育給与課の所掌に属するものを除く。)</p>
<p>(22) 諸手当の認定に関する事(教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。)</p>	<p>(20) 諸手当の認定に関する事(教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。)</p>
<p>(23) 職員の公務災害補償の実施に関する事。</p>	<p>(21) 職員の公務災害補償の実施に関する事。</p>
<p>(24) 職員の福利厚生に関する事。</p>	<p>(22) 職員の福利厚生に関する事。</p>
<p>(25) 職員の研修に関する事。</p>	<p>(23) 職員の研修に関する事。</p>
<p>(26) 市議会に関する事。</p>	<p>(24) 市議会に関する事。</p>
<p>(27) 教育行財政の基本調査の総括に関する事。</p>	<p>(25) 教育行財政の基本調査の総括に関する事。</p>
<p>(28) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関する事。</p>	<p>(26) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関する事。</p>
<p>(29) 事務局の事務の総合調整に関する事。</p>	<p>(27) 事務局の事務の総合調整に関する事。</p>
<p>(30) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関する事。</p>	<p>(28) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関する事。</p>
<p>(31) 事務局の事務改善に関する事。</p>	<p>(29) 事務局の事務改善に関する事。</p>
<p>(32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関する事。</p>	<p>(30) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関する事。</p>
<p>(33) その他事務局の庶務に関する事。</p>	<p>(31) その他事務局の庶務に関する事。</p>
<p>(34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関する事。</p>	<p>(32) 部及び課 _____ の庶務に関する事。</p>
<p>2 総務部教育企画課の分掌事務は, 次のとおりとする。</p>	<p>2 総務部教育企画課の分掌事務は, 次のとおりとする。</p>
<p>(1) 教育行政の総合企画に関する事。</p>	<p>(1) 教育行政の総合企画に関する事。</p>
<p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関する事。</p>	<p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関する事。</p>
<p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関する事。</p>	<p>(削る。)</p>
<p>(4) 教育, 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関する事。</p>	<p>(3) 教育, 学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関する事。</p>
<p>(5) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する事。</p>	<p>(4) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する事。</p>

現 行	改 正
<p>3 (略)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) <u>小・中学校</u>の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(9) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校備品の整備の総括に関すること_____。</p> <p>(11) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(13) 課の庶務に関すること。</p> <p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</p> <p>(4) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施の総括に関すること。</p> <p>(5) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(7) 学校緑化に関すること。</p> <p>(8) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関すること。</p>	<p>(5) <u>乳幼児に係る教育の支援に関する事業の総括に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校の業務改善に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(9) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) <u>小学校及び中学校</u>の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(9) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校備品の整備の総括に関すること (<u>教育企画課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(11) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(13) 課の庶務に関すること。</p> <p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</p> <p>(4) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施の総括に関すること。</p> <p>(5) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(7) 学校緑化に関すること。</p> <p>(8) 学校建物に係る国庫補助 (<u>削る。)</u>に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>(9) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物の取得に関すること。</p> <p>(10) 学校用地の取得に係る起債に関すること。</p> <p>(11) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(13) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関すること。</p> <p>(14) 校地の借上げに関すること。</p> <p>(15) 教育機関等の用地の調査に関すること。</p> <p>(16) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴う補償に関すること。</p> <p>(17) 事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(18) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係る登記に関すること。</p> <p>(19) 土地収用手続きに関すること。</p> <p>(20) 課の庶務に関すること。</p> <p>6 青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年に関する調査、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育に関すること</p> <p>(3) 遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の育成に関すること。</p> <p>(4) 青少年の国際交流に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(6) 家庭・学校・地域社会に関する施策の調査、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(7) 青少年問題に関する総合相談及び指導に関すること。</p> <p>(8) 問題行動の早期発見及び早期補導に関すること。</p> <p>(9) 問題行動に関する情報及び資料の整備に関すること。</p> <p>(10) 青少年センターに関すること。</p> <p>(11) 国際青年会館に関すること。</p> <p>(12) 少年自然の家に関すること。</p> <p>(13) グリーンスポーツセンターに関すること。</p> <p>(14) 暴走族対策の総合調整に関すること。</p> <p>(15) 暴走族対策推進本部の事務局に関するこ</p>	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(9) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(11) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。）その他の管理に関すること。</p> <p>(12) 校地の借上げに関すること。</p> <p>(13) 教育機関等の用地の調査に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(14) 課の庶務に関すること。</p> <p>6 青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年に関する調査、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育に関すること（放課後対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の育成に関すること。</p> <p>(4) 青少年の国際交流に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(6) 家庭・学校・地域社会に関する施策の調査、企画及び総合調整に関すること。</p> <p>(7) 青少年問題に関する総合相談及び指導に関すること。</p> <p>(8) 問題行動の早期発見及び早期補導に関すること。</p> <p>(9) 問題行動に関する情報及び資料の整備に関すること。</p> <p>(10) 青少年センターに関すること。</p> <p>(11) 国際青年会館に関すること。</p> <p>(12) 少年自然の家に関すること。</p> <p>(13) グリーンスポーツセンターに関すること。</p> <p>(14) 暴走族対策の総合調整に関すること。</p> <p>(15) 暴走族対策推進本部の事務局に関するこ</p>

現 行	改 正
<p>と。</p> <p>(16) 暴走族への加入防止及び離脱の促進並びに家庭・学校・地域及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(17) 問題行為少年等の自立支援に関すること。</p> <p>(18) 部、課及び放課後対策課の庶務に関すること。</p> <p>7 青少年育成部放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）の施行に関すること。</p> <p>(2) 児童館の業務及び放課後児童クラブの運営に関する指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 児童館の設置及び整備に関すること。</p> <hr/> <p>8 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制（学校給食センターを除く。）並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(7) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(8) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(9) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。</p> <p>(10) 教職員健康管理担当医等に関すること。</p> <p>(11) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。</p>	<p>と。</p> <p>(16) 暴走族への加入防止及び離脱の促進並びに家庭・学校・地域及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(17) 問題行為少年等の自立支援に関すること。</p> <p>(18) 部、課及び放課後対策課の庶務に関すること。</p> <p>7 青少年育成部放課後対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童館の設置の認可及び休廃止の承認その他児童福祉法（昭和22年法律第164号。児童館及び放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）の施行に関すること。</p> <p>(2) 児童館の業務及び放課後児童クラブの運営に関する指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 児童館の設置及び整備に関すること。</p> <p><u>(4) 放課後子供教室に関すること。</u></p> <p>8 学校教育部教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターの組織及び学級編制（学校給食センターを除く。）並びに教職員等の定数に関すること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課、指導第一課、指導第二課、特別支援教育課、生徒指導課及び教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>(6) 教職員等の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(7) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(8) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(9) 教職員等の保健に関すること（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関するものを除く。）。</p> <p>(10) 教職員健康管理担当医等に関すること。</p> <p>(11) 教職員等の公務災害補償の実施に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>(12) 教職員等の福利厚生に関すること。</p> <p>(13) <u>学校事務の管理改善の総括に関すること。</u></p> <p>(14) 学校事務センターに関すること。</p> <p>(15) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>1.2 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別支援教育に係る教育課程に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に係る指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学校、<u>小・中学校特別支援学級及び小・中学校通級指導教室</u> _____の教育職員の教育課程に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校、<u>小・中学校特別支援学級及び小・中学校通級指導教室</u> _____の教育職員の派遣研修に関すること。</p> <p>(5) 特別支援学校及び小・中学校特別支援学級 _____の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(6) 特別支援学校の就学者増対策調整事務に関すること。</p> <p>(7) 障害児に係る就学・教育相談に関すること。</p> <p>(8) 就学指導委員会に関すること。</p> <p>1.3 (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>(12) 教職員等の福利厚生に関すること。 <u>(削る。)</u></p> <p>(13) 学校事務センターに関すること。</p> <p>(14) 部及び課の庶務に関すること。</p> <p>9～11 (現行に同じ。)</p> <p>1.2 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別支援教育に係る教育課程に関すること。</p> <p>(2) 特別支援教育に係る指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学校、<u>小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室</u>の教育職員の教育課程に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校、<u>小学校及び中学校の特別支援学級並びに小学校、中学校及び高等学校の通級指導教室</u>の教育職員の派遣研修に関すること。</p> <p>(5) 特別支援学校<u>並びに小学校及び中学校の特別支援学級</u>の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(6) 特別支援学校の就学者増対策調整事務に関すること。</p> <p>(7) 障害児に係る就学・教育相談に関すること。</p> <p>(8) 就学指導委員会に関すること。</p> <p>1.3 (現行に同じ。)</p> <p>第3条～第11条 (現行に同じ。)</p>

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正理由

学校教育法施行規則の改正により道徳が教科となること、また、中学校及び中等教育学校に部活動指導員を配置すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

- (1) 道徳が教科となること及び教科書が発行されることに伴い、教科書のない教科の教材の承認に関する規定から、「道徳の教材としての図書」の号を削る等所要の改正を行う。
- (2) 中学校及び中等教育学校に部活動指導員を配置することに伴い、中学校及び中等教育学校の「教職員等」の規定に、部活動指導員を加える。
- (3) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり

平成31年 月 日

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部
を改正する規則

広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（昭和42年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第68条の3～第68条の7」を「第68条の3～第68条の8」に、「第68条の8」を「第68条の9」に改める。

第32条中「次の各号に掲げる教材」を「教科書の発行されていない教科の主たる教材としての教科用図書」に改め、各号を削る。

第38条第2項中「学校栄養職員」の右に「，部活動指導員（中学校に限る。）」を加える。

第68条の3第2項中「学校栄養職員」の右に「，部活動指導員」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則）

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第5章の2 中等教育学校</p> <p>第1節 学校の組織編成等（第68条の2）</p> <p>第2節 職員（<u>第68条の3～第68条の7</u>）</p> <p>第3節 規定の準用（<u>第68条の8</u>）</p> <p>第6章～附則（略）</p> <p>第1条～第31条（略）</p> <p>（教材の承認）</p> <p>第32条 校長は、学年、学級もしくは特定集団の全員の教材として、<u>次の各号に掲げる教材</u></p> <p>を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、使用しようとする日の30日前までに所定の様式による教材使用承認申請書に当該教材の見本を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>教科書の発行されていない教科の主たる教材としての教科用図書</u></p> <p>(2) <u>道徳の教材としての図書</u></p> <p>第33条～第37条（略）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第38条 小学校及び中学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、小学校及び中学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、事務職員、<u>学校栄養職員</u>、<u>技能職員</u>、<u>業務職員及び給食調理員</u>を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第39条～第68条の2（略）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第68条の3 中等教育学校に校長、教頭、教</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（現行に同じ。）</p> <p>第5章の2 中等教育学校</p> <p>第1節 学校の組織編成等（第68条の2）</p> <p>第2節 職員（<u>第68条の3～第68条の8</u>）</p> <p>第3節 規定の準用（<u>第68条の9</u>）</p> <p>第6章～附則（現行に同じ。）</p> <p>第1条～第31条（現行に同じ。）</p> <p>（教材の承認）</p> <p>第32条 校長は、学年、学級もしくは特定集団の全員の教材として、<u>教科書の発行されていない教科の主たる教材としての教科用図書</u></p> <p>を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、使用しようとする日の30日前までに所定の様式による教材使用承認申請書に当該教材の見本を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>第33条～第37条（現行に同じ。）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第38条 小学校及び中学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは、小学校及び中学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師（非常勤を含む。）、養護助教諭、事務職員、<u>学校栄養職員</u>、<u>部活動指導員（中学校に限る。）</u>、<u>技能職員</u>、<u>業務職員及び給食調理員</u>を置くことができる。</p> <p>3～6（現行に同じ。）</p> <p>第39条～第68条の2（現行に同じ。）</p> <p>（教職員等）</p> <p>第68条の3 中等教育学校に校長、教頭、教</p>

<p>論，養護教諭，事務長，事務職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは，中等教育学校に主幹教諭，指導教諭，栄養教諭，助教諭，講師（非常勤を含む。），養護助教諭，実習助手，事務長補佐，主任，学校栄養職員_____，技能職員，業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>第68条の4～第77条（略）</p>	<p>論，養護教諭，事務長，事務職員，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか必要があるときは，中等教育学校に主幹教諭，指導教諭，栄養教諭，助教諭，講師（非常勤を含む。），養護助教諭，実習助手，事務長補佐，主任，学校栄養職員，<u>部活動指導員</u>，技能職員，業務職員及び給食調理員を置くことができる。</p> <p>3～6（現行に同じ。）</p> <p>第68条の4～第77条（現行に同じ。）</p>
--	---

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第二百二十六条及び第二百二十七条中「道德」を「特別の教科である道德」に改める。

第二百二十八条第二項中「道德」を「及び道德」に改める。

第三百三十条第二項中「道德」を「特別の教科である道德（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道德）」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「道德」を「特別の教科である道德」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条、第五十一条、第二百二十六条及び別表第一の改正規定並びに次項の規定 平成三十年四月一日

二 第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七十七条、第二百二十七条、第二百二十八条第二項、第三百零一条第二項、別表第二及び別表第四の改正規定 平成三十一年四月一日

(経過措置)

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における学校教育法施行規則第三百三十条第二項の適用については、同項中「道德」とあるのは「道德（特別支援学校の小学部にあつては、特別の教科である道德）」とする。

○文部科学省令第四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百二十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十四日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第七十九条の八に次の一項を加える。

2 第七十八条の二の規定は、義務教育学校の後期課程に準用する。

第四百四条第一項中「第六十九条を除く。」の下に「及び第七十八条の二」を加える。

第百十三条第一項中「第六十九条を除く。」の下に「、第七十八条の二」を加える。

第百三十五条第四項中「及び第七十八条」を「、第七十八条及び第七十八条の二」に改め、同条第五項中「第七十一条」の下に「、第七十八条の二」を加える。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

広島市立高等学校学則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島中等教育学校の後期課程における教育の実施により入学者の募集を停止していた安佐北高等学校において、卒業等により生徒が在籍しなくなることに伴い、同校を廃止することから、当該部分の記述を削除しようとするものである。

2 改正の内容

別表の広島市立安佐北高等学校の項を削る。

3 施行日

平成31年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成31年 月 日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の広島市立安佐北高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市立高等学校学則）

現 行					改 正				
目次（略）					目次（現行に同じ。）				
第1条～第39条（略）					第1条～第39条（現行に同じ。）				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
校名	課程	昼夜別	設置学科	位置	校名	課程	昼夜別	設置学科	位置
（略）					（現行に同じ。）				
広島市 立安佐 北高等 学校	全日 制	昼	普通 科	広島市安 佐北区三 入東一丁 目	<u>（削 る。）</u>	<u>（削 る。）</u>	<u>（削 る。）</u>	<u>（削 る。）</u>	<u>（削る。）</u>
（略）					（現行に同じ。）				